

今治コミュニティ放送株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、今治コミュニティ放送株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法に基づく超短波放送による一般放送事業
2. 放送番組の録音及び録画の製作並びに販売
3. 地震など災害時の緊急放送及び放送による広報活動の支援と生活関連情報の提供
4. 映画、音楽、美術、スポーツ、その他文化事業の企画、製作、および興行
5. 各種イベントの企画運営管理の請負業
6. 芸能プロダクション、モデルプロダクションの経営
7. 歌手、音楽家、俳優、演芸家、モデル等の斡旋を目的とする有料職業紹介
8. アナウンサー、コマーシャルナレーター、イベント及び催事の司会者並びにレポーター、ディスクジョッキー、ナレーターコンパニオン、声優、俳優、モデル、歌手、ダンサー等の育成
9. 出版物の発行及び販売
10. 放送施設を利用したチケット、日用雑貨品、衣料品の販売
11. 放送関連技術者の指導、育成及び情報処理関連技術の開発と販売
12. スタジオ及びその付属機器のレンタル
13. 広告代理店業務
14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県今治市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役



(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、愛媛県松山市において発行する愛媛新聞に掲載して
する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株式は総て記名式とし、株券の種類は、1株券、5
株券、及び10株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
い。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に
対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(募集株式の発行)

第11条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によって
する。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会の特別決議によって、募集株式の
数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委
任することができる。
- ③ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会
社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定
める。

(株式の名義書換)

第12条 当会社の株式の名義書換その他様式に関する取扱は別に取締役会の定



めるところによる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第13条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者、又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

- ② 前項の規定にかかわらず、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第14条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第15条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第16条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第17条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使するこ



とができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- ③ 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第18条 当会社の株主は、当会社所定の書式により、印鑑及び氏名、住所を当会社に届け出なければならない。

- ② 前項の場合、株主の法定代理人若しくは法人である株主の代表者は、当会社所定の書式により、株主の氏名、住所及び代理人、代表者の印鑑並びに氏名、住所を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。
- ③ 質権も当会社に登録するときに、同様な手続きをしなければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第19条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会の日時及び会議の目的である事項は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ④ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(株主総会の議長)

第20条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。



(株主総会の決議の方法)

第21条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第22条 株主は、当会社の他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印して10年間会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、役付取締役、代表取締役、取締役会

(取締役の員数)

第24条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の資格)

第25条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第26条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第27条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選任する事ができる。

- ② 会長並びに相談役は社長に助言し、副社長並びに専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当る。
- ③ 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(代表取締役)

第29条 社長は、代表取締役として当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から、社長以外にも代表取締役を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会は、社長がこれを招集し、会日の7日前までに各取締役に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の招集通知の省略)

第31条 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長)

第32条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の決議)

第33条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



- ② 取締役会の細部については、取締役会で定める。

(取締役会の決議の省略)

第34条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第35条 取締役会の議事については、会社法施行規則第64条に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名押印する。

第5章 監査役

(監査役員の員数)

第36条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査範囲の限定)

第37条 監査役は、会社法第381条第1項の規定にかかわらず、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の選任の方法)

第38条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第39条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第6章 役員報酬等

(役員報酬等)

第40条 常勤役員報酬等は、年間金1,000万円を限度として取締役会で定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までとする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は当社に登録されている質権者に対して行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(定款の変更)

第44条 本定款を変更する場合は、会社法第466条の規定に基づき変更する。

- ② 但、取締役会の決議を経て、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の数の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。



以上、当会社の定款の謄本である。

平成 27年 6 月 30 日

愛媛県今治市常盤町二丁目2番地1
今治コミュニティ放送株式会社
代表取締役 黒田 周子

